

1 周知啓発

滋賀県、大津市、労働局 3 者合同でのチラシ作成、個別指導や説明会で配付。

また、滋賀労働局 HP、滋賀県労働広報紙「滋賀労働」や（公社）滋賀労働基準協会広報誌「滋賀労基」に記事を掲載して周知を図る。

2 合同パトロールなど

滋賀県環境事務所等との合同パトロールについては、従前からの届出情報を活用したものに加え、今年度から県環境事務所と労働基準監督署により毎月実施。

3 建設業者や解体業者向けの点検表送付

県内約 350 社の建設業者、解体業者に改正石綿則の周知に関する点検票を送付し、法令の周知を図っている。

4 建設業労働災害防止協会滋賀県支部による講習会

建設業労働災害防止協会滋賀県支部の会員企業向け講習会において、労働局職員を講師派遣して改正石綿則を中心に説明する。（9/28、29 予定）

5 建築物石綿含有建材調査者の養成

令和 5 年 10 月 1 日以降は、石綿含有有無の事前調査を行う者は「建築物石綿含有建材調査者」でなければならないとされるため、建設業労働災害防止協会滋賀県支部の協力を得て、講習希望者に対する受講機会の確保を図っている。

6 労災保険給付金等の支給

中皮腫などを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因（業務上の疾病）と認められた場合には労災保険給付金等を支給しており、現場・窓口でのリーフレット配布説明や各種説明会で周知・啓発を行っている。